

裁判員制度が始まりました！

市民のみなさまが刑事事件の裁判に参加する「裁判員制度」が5月21日から始まりました。裁判員制度は、市民のみなさまから選ばれた6人の裁判員の方に、地方裁判所で行われる殺人など重大な刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度で、市民のみなさまの積極的な協力なくしては成り立ち得ない制度です。

私たち市民の自由や権利と深くかかわる刑事裁判。裁判員制度はその刑事裁判に市民のみなさまが参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する市民のみなさまの信頼の向上につながる

ことが期待されています。市民が裁判に参加する制度は、アメリカやイギリス、フランス、ドイツなど世界各国で導入されています。裁判員制度では、原則として裁判員6人と裁判官3人で刑事裁判の審理に出席し、証拠取調べ手続きや弁論手続きに立ち会って評議を行い、裁判官が判決を宣告します。

裁判員候補者については、各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。衆議院議員の選挙権を有する方（20歳以上）であれば、原則として、誰でも裁判員に選任される可能性があります。裁判員に選ばれた時には、ご協力をお願いします。



裁判員制度Q&A

Q1 裁判員はどのように選ばれるのですか？

A1 年1回、20歳以上の市民のみなさまの中から、無作為に裁判員候補者が選ばれます。裁判員は、この候補者の中から、事件ごとに裁判所における選任手続きにより選ばれます。

Q2 裁判員になることは辞退できないのですか？

A2 裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民のみなさまに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。但し、学生や70歳以上の人は辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた人も、辞退することができます。

Q3 仕事が忙しいのですが、辞退できないのですか？



A3 仕事が忙しいというだけの理由では、辞退はできないことになっています。但し、とても重要な仕事があり、本人自身が処理しなければ、著しい損害が生じると裁判所が認めた場合のみ辞退が認められます。

Q4 裁判所に行かないといけない日数はどのくらいですか？

A4 事件によりませんが、多くの裁判は、数日間で行われることが見込まれています。ただ、事件によってはもう少し時間がかかる場合もあります。

Q5 どんな事件の裁判をするのですか？

A5 対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。
1 人を殺した場合(殺人)

- 2 強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- 3 人に怪我をさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- 4 ひどく酒に酔った状態で、自動車等を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- 5 人が住んでいる家に放火した場合(現住建築物等放火)
- 6 身代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身代金目的誘拐)
- 7 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)



裁判員制度 ゆんたくDAY 開催しています

那覇地方裁判所では、裁判員制度の説明会を行っています。

- 場所: 那覇地方裁判所
- 定員: 40~50名 (事前の電話等申し込みによる先着順)
- 内容: 刑事裁判の傍聴(約1時間)、DVD視聴(ワンポイント解説・15分)、裁判員裁判用法廷の見学・裁判官とのゆんたく(フリートーク)

申し込み・お問い合わせ

那覇地方裁判所総務課(広報担当 ☎855-3366 内241)



●裁判員に選ばれるまで

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の**裁判員候補者名簿**を作成します。



候補者へ名簿に搭載された旨を通知します。(同時に調査票も送付し就職禁止事由や客観的な辞退事由などを調査します)

裁判員対象事件が起訴されます。

事件ごとに裁判員候補者名簿から、くじにより**裁判員候補者**を選びます。(くじで選ばれる人数は事件により異なりますが通常1件あたり50~100人程度となります。)

裁判の6週間前までに郵送します。

選ばれた裁判員候補者へ「**選任手続期日のお知らせ**」と**質問票**を送付します。質問票の記載内容から辞退を認められる場合は裁判所へ行く必要はありません。

選任手続期日のお知らせで呼ばれた方は裁判所で質問を受けていただき最終的にその事件の裁判員が可能か判断します。

裁判員が可能と判断された方の中からくじにより裁判員となる6人を選びます。

裁判員決定

●裁判員になると

① 審理に出席

裁判で証人や被告人の話などを聞きます。



有罪か無罪か、有罪ならどのような刑にするか決めます。

② 評議・評決



③ 判決宣告

法廷で判決宣告に立ち会います。



●裁判員の保護

不利益取り扱いの禁止

裁判員、補充裁判員、裁判員候補者であることを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをすることの禁止

裁判員の情報非公開

裁判員、補充裁判員、裁判員候補者を特定する情報を公にすることの禁止

裁判員の氏名等漏えい禁止

検察官、弁護士、被告人が裁判員候補者の氏名等をもらすことの禁止

請託・威迫の禁止

裁判員、補充裁判員への請託、威迫行為禁止

裁判員への接触禁止

何人も当該事件に関し、裁判員、補充裁判員に接触することの禁止

※詳しくは下記の裁判所までお問い合わせください。

那覇地方裁判所事務局総務課 ☎098-855-3366(内241)

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>